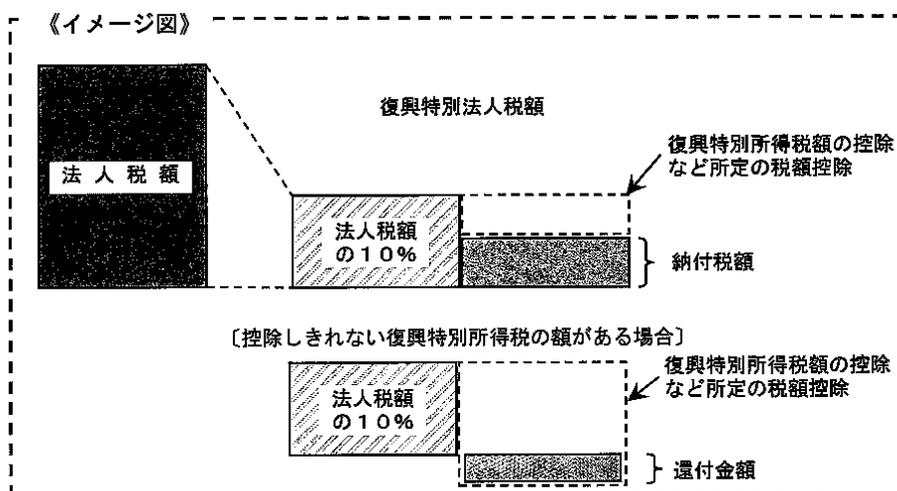


復興特別法人税の概要と実務対応

1、制度の概要

納税義務者	法人（人格のない社団等を含む） 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行わないものや国内源泉所得を有しない外国法人）等は基準法人税額を有しないので納めるべき復興特別法人税額は生じません。
対象期間	H24.4.1～H27.3.31(指定期間)内の最初の事業年度開始日から3年を経過する期間内の日の属する事業年度 新設法人、事業年度変更、合併法人等の対象事業年度は別途規定があります。
申告・納付	各事業年度終了の日の翌日から2月以内（法人税申告の期限が延長されている場合には、その延長された期限まで）法人税と同じ納税地の所轄税務署長に復興特別法人税申告書を提出し、納付します。
税額	課税標準法人税額×10% ・「課税標準法人税額」とは、「法人税額」から「法人税額の特別控除額」を差し引いた金額になります。 ・「復興特別所得税の額」※（当ホームページH24年9月10日掲載）、及び「外国税額の控除額」を差し引いた金額が、実際の「復興特別法人税」の納付額となります。



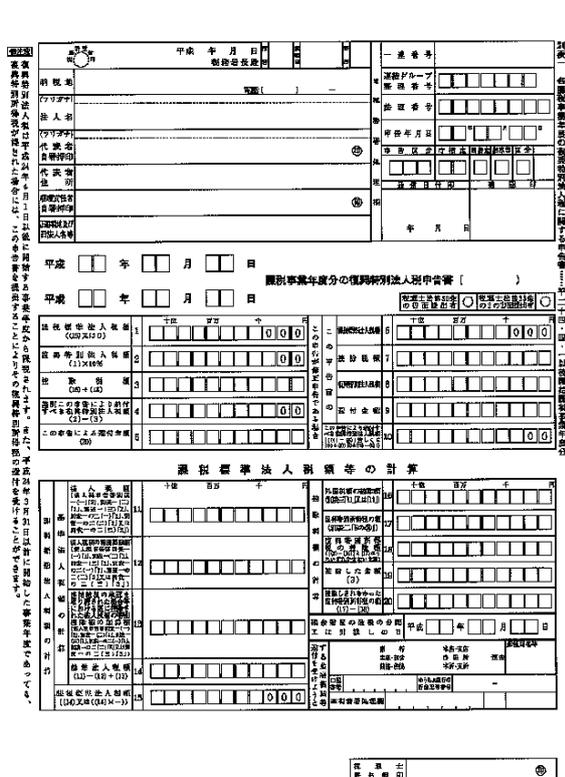
2、実務上のポイント

(1) 復興特別法人税申告書の提出

通常の法人税の申告書とは別に「各事業年度の復興特別法人税に関する申告書（別表一）」提出。また平成 25 年 1 月 1 日以後に受け取る利子や配当については復興特別所得税が源泉徴収されますが、これは、通常の法人税額から控除できず、復興特別法人税額から控除される（控除しきれない場合は還付される）こととなります。このため「復興特別所得税額の控除に関する明細書」（別表二）を提出します。

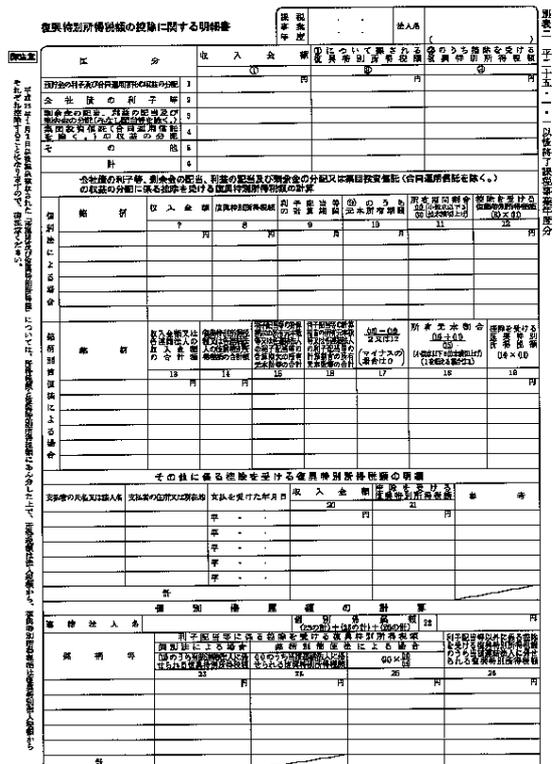
別表一および二の様式は（国税庁の HP から入手可能）下記の通りになりますので、ご確認ください。

【別表一】



別表一 復興特別法人税申告書
この申告書は、平成25年1月1日以後に算出された法人税額と復興特別法人税額を申告するものである。また、この申告書の提出期限は、平成25年1月1日以後に算出された法人税額と復興特別法人税額を申告するものである。また、この申告書の提出期限は、平成25年1月1日以後に算出された法人税額と復興特別法人税額を申告するものである。

【別表二】



別表二 復興特別所得控除の控除に関する明細書
この明細書は、復興特別所得控除の控除に関する明細を記載するものである。また、この明細書の提出期限は、平成25年1月1日以後に算出された法人税額と復興特別法人税額を申告するものである。

復興特別法人税、税額ゼロでも申告を

復興特別法人税は上記のように課税事業年度の法人税額に 10%を乗じて計算します、このため、課税事業年度の所得がゼロ、またはマイナスのため法人税額が発生しなかった場合には、復興特別法人税が発生しないことになります。この場合、復興特別法人税の申告書の提出義務は法令上ありません。

しかし、当初は法人税額がゼロであったとしても、後の税務調査等によって修正申告又は更正が行われたことに伴い法人税額が発生した場合には、当然復興特別法人税の納税も必要となりますが、法人税の申告書を期限内に提出していたか否かに関わらず、復興特別法人税の申告を行っていなかった場合には、過少申告加算税（10%）より重い、無申告加算税（15%）の規定が適用されてしまいます。

復興特別所得税の還付も行わない法人が、課税標準法人税額をゼロとする復興特別税の申告書を提出した場合、その申告書は納税申告書に該当するのでリスクを避けるため、復興特別税の申告書の提出も検討が必要です。

復興特別法人税に係る加算税について（事務運営指針）平成 24 年 6 月 25 日
国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/120530/01.htm>

（2）復興特別所得税額の還付の手続き

最初の復興特別法人税申告書の提出法人

最も早く到来するケースは、平成 25 年 1 月、2 月決算の法人です。未だ復興特別法人税の納付義務は生じないものの、すでに 25 年 1 月以降、利子、配当等に復興特別所得税が課せられていれば、復興特別法人申告書を提出して還付の申告をすることになります。この場合には、当該事業年度は課税事業年度とみなされますが、課税標準法人税額はないものとして申告します。

最後の課税事業年度終了の翌日以後に開始した各事業年度において、源泉徴収された復興特別所得税の額がある場合にも、当該各事業年度は課税事業年度とみなされますが、課税標準法人税額はないものとされますので、その復興特別所得税の額の還付をうけるために復興特別法人税申告書を提出することができます。

復興特別法人税の指定期間は 3 年間ですが、復興特別所得税は 25 年間と長く、当分、大変なことになります。

(3) 復興特別所得税の控除 損金算入方式も選択可能

法人が源泉徴収された復興特別所得税については、復興特別法人税から控除できるが、復興特別所得税の税額控除と所得税額控除を適用する場合、煩雑な配分処理を行わなければならない。

その一方、所得税の控除と同じく、復興特別所得税額も税額控除方式に代えて損金算入方式を適用できるため(復興財確法63条)、源泉税額が少額であれば、処理が簡単な損金算入方式の採用も考えられます。

詳細は国税庁のホームページ「復興特別法人税のあらまし」参照してください。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/fuko_tokubetsu/aramashi.pdf